

令和5年(2023年)5月1日

報道機関 各位

市立学校における感染症予防を目的とした臨時休業措置の実施について

市が設置する義務教育学校等において、学校において予防すべき感染症の感染報告があったことから、感染症の予防上必要と判断し、学校保健安全法の規定に基づき、以下の措置をとりました。

1 新たに臨時休業等の措置を実施する学校

学校名	措置の内容	感染症名	期間
駒場小学校	学級閉鎖 2学級	新型コロナウイルス	4月29日～5月3日

2 臨時休業等の状況(5月1日(月)現在)

(1) 新型コロナウイルス感染症

・学級閉鎖	4校	7学級
小学校	4校	7学級
中学校	0校	0学級

(2) インフルエンザ

・なし

【問い合わせ先】

函館市教育委員会学校教育部保健給食課(21-3545)